

平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会 法人本部事業計画

平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会は、法人の基本理念に基づき事業の推進を図るものとします。

精神障害をお持ちの方たちが、孤立から解放され、地域の中で、一人一人の特徴や個性を尊重して、自分らしい生活が安心してできるよう支援します。

1 法人全体としての運営方針

社会福祉法が改正されて 2 年が経過した。この間に受けた、所轄庁東村山市による指導検査での指摘事項、及び平成の里第三者評価受審結果報告については引続き見直しをしていきます。地域における公益的な取組については更なる推進に努めます。財務規律の強化に係る社会福祉充実残額算定については、当法人の結果をしっかりと受け止め、更に各事業所が抱えている様々な課題について、現在の力量と今後あるべき姿について模索しながら、適切な法人経営となるよう努めます。

(1) 各施設について、適時必要な協議、調整を行い対応します。

[平成の里]

平成の里は、利用者の登録数が低迷していることから利用要件について見直します。また、昨年度の報酬改定を受け、基本単価が減ったことに対する対応について検討します。利用者の出席率は上がっているため、作業スペースを広く使用できるよう償却済みで未使用の大型機械等を整理します。

[ふれあいの郷]

東村山市における相談支援事業所として重要な役割を担っているが、国による相談支援の見直しや、地域との連携による支援など新たな支援体制が構築される中で、ふれあいの郷の役割について模索していきます。また、事業内容が多岐に亘ることによる職員の業務量が常に過重であるため、事務作業の効率化を図ることを目的とした請求ソフトの導入について推進します。

[グループホーム]

昨年度指定を受けた自立生活援助事業については、支援内容について検討し、グループホーム退居後の利用者が地域で自立した暮らしができるよう支援します。グループホームむさしのはうすについては、安定経営を図るため、昨年度からの継続案件である増室について取り組んでいきます。また、グループホームの訓練等給付費加算取得に係る第三者評価受審について情報収

集していきます。

(2) 職員処遇の把握、課題について

職員処遇水準が適正であるか、特に賃金水準、働き方改革に伴う有給休暇取得率、時間外労働時間数の管理等の把握に努め、業務の効率化、生産性の向上を図りながら、課題を抽出します。

(3) 例規等の見直し

未整理部分について引き続き見直しを行っていきます。

(4) プライバシーマーク更新後の運用

プライバシーマーク（日本工業規格 J I S Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」）の更新を昨年度行ったところですが、更新に伴う現地審査で指摘を受けた事項について、次年度の更新までに個人情報保護規程の改正も含め整理し、法人の規模にあった規則に置き換え、運用しやすさを追求します。

(5) 危機管理について

昨年度は、平成の里が東村山市と「福祉避難所の指定に関する協定書」を締結、災害弱者である障害者の二次避難所としての指定を受けました。これにより、地域に於ける避難所として、日ごろから地域住民との関係を築き、非常時に適切な連携が取れるよう努めます。また、各事業所へ防火、防災、感染症予防等について啓発します。

(6) 職員研修の積極的参加

職員の教育や人材育成を目的として、各事業所の計画に基づく研修の積極的参加を推進し、人権や虐待等防止についての正しい理解のための研修は全ての職員が年 1 回は参加するよう努めます。法人内研修についても開催します。研修内容は報告を必須として、情報の共有化を図ります。

(7) 国の法改正等に伴う対応について

平成 31 年度（2019 年度）は、元号改正に伴う改元及び大型連休の間の各事業所の対応、また、10 月の消費税率引き上げに伴う軽減税率制度、報酬改定等について混乱のないよう周知していく。

2 法人本部の事業計画

- (1) 理事会、評議員会の会議の適切な開催
(役員改選手続きについて遺漏のないよう対処する。)
- (2) 施設長等会議の定期的開催。報告連絡相談に努める。
(毎月第1月曜日及び必要に応じて臨時会議を開催)
- (3) 法人各施設との連絡及び事業の全体的進行管理の調整
- (4) 市内社会福祉法人連絡会等に積極的に参加し、他法人との連携、協働及び情報交換等に努めます。
- (5) 利用者・職員の地域行事等への積極的交流・参加
- (6) 実習生の積極的受け入れ。
- (7) 施設、機材の適切な管理と定期点検、清掃や整理整頓を行い、事故のない職場環境に努めます。また、在庫管理を徹底し、ムダを無くし、消耗品等の節約及び経費節減、節電を図ります。

3 法人本部において検討する課題

- (1) 法人本部の財源については各施設からの繰入れとしているが、引き続き検証します。
- (2) 運用財産基金の積み立て上限額ついて、計画に基づくものを検討します。
- (3) 人材育成のため、法人に合致した考課制度を模索します。
- (4) 市当局との連携
直接の行政庁である東村山市当局と借用隣地等の将来課題について働きかけていきます。
- (5) リニューアルしたホームページによる法人情報発信の更なる充実をします。
- (6) 後援会について
東村山けやき会后援会の行事等について協力していきます。
 - ① 第35回地域交流卓球大会（平成31年（2019年）9月28日）の開催協力
 - ② 後援会役員会開催について協力
 - ③ 後援会ニュースの発行に協力

4 職員体制

職種	氏名	勤務形態	資格等
理事長	川俣 昌明		
事務長	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
事務員	米本 栄子	非常勤	

平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会
平成の里事業計画

1 運営方針

館内のレイアウト変更、及び事業内容の見直しを行い、事業運営の安定を目指す。

基本方針

作業を通じて達成感や疲労感・働く意欲・喜び・きっかけを体感し、充実した自分らしい生活を営むことができるよう利用者支援に努める。また、施設利用にあたっては安心、安全に使用できるように整備を行う。

事業計画

① 利用者支援

利用者が安心、安全に利用できるよう施設内の環境整備を行う。DM発送作業、簡易作業だけではなく、入力作業、施設外作業等作業の幅を広げ、利用者の能力アップ、工賃アップに努める。

又、就労を目指す方には、就労、生活両面での支援を充実させる。

休日開所の検討を含め、利用者の利用率アップをめざす。

② プライバシーマークの安定運用

個人情報の保護を徹底。

③ 第三者評価受審による指摘事項の見直し

支援計画書式の変更、フェイスシートの追加、マニュアル作成(支援、倫理)等を行う。

④ 労務管理

月1回以上有給を消化することで有給消化率の向上を目指す。

月25時間以内の残業を目標とする。

⑤ 研修

事業の適正な運営を図るため、職員の資質の向上に努め、内部研修や外部研修機関の実施する研修に積極的に参加する。

⑥ 関係機関等との連携

関係する区市町村、相談・就労支援事業者及び保健福祉医療サービス事業者等関係機関との密接な連携、協力を通してサービスの提供の向上を図るとともに、障害者への理解が深められるよう努める。

⑦ 交流

関係イベントへの参加（卓球大会等）を積極的に行うとともに実習生、ボランティアの受入れを継続的に行っていく。

2 職員体制

職 種	氏 名	勤務形態	資格等
管理者	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
サービス管理責任者	早川 雅祥	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	浅川 恵子	常勤	精神保健福祉士・社会福祉士
生活支援員	村山 裕恒	常勤	
生活支援員	山本 英人	常勤	社会福祉主事
職業指導員	大山 尚偉	常勤	社会福祉主事
職業指導員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事
目標工賃達成指導員	舟木 恵	非常勤	社会福祉士
目標工賃達成指導員	山田 幸三	非常勤	
事務員	大西 宏枝	常勤	社会福祉主事

**平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会
地域生活支援センターふれあいの郷事業計画**

1. 運営の方針

地域生活支援センターふれあいの郷は、法人の基本理念及び当センターの基本理念に基づき、事業を真摯に運営します。

平成 31 年度（2019 年度）運営方針

☆2019 年 4 月から東村山市で基幹相談支援センターが開所されます。また 2020 年度には地域生活支援拠点事業も開始される予定となっています。その中で当センターの果たすべき役割を検討していきます。

☆利用者支援のために、関係機関とのより一層の連携をはかります。

2. 運営体制

（1）職員体制

職種	氏名	勤務形態	所属				資格
			①	②	③	④	
管理者	高橋千恵子		○	○	○	○	
施設長／相談支援専門員	高橋千恵子	常勤	○	○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	矢嶋拓	常勤		○	○	○	精神保健福祉士
支援員／相談支援専門員	矢野水基	常勤		○	○	○	
支援員／相談支援専門員	永井裕	常勤		○	○	○	精神保健福祉士 社会福祉士
支援員／地域移行・定着支援員	榎本昌行	非常勤		○		○	
支援員／地域移行・定着支援員	多田敏子	非常勤	○	○		○	精神保健福祉士
支援員／地域移行・定着支援員	菊田裕幸	非常勤	○	○		○	

所属 ①基本相談支援事業（委託） ②指定一般相談支援事業
③指定特定相談支援事業 ④地域活動支援センター I 型事業(委託)

（2）開所日・開所時間

相談支援事業全般	月・火・木・金・土	9：30～18：00
地域活動支援センター フリースペース	月・火・木・金・土	10：00～18：00

祝祭日、年末年始を除きます。

なお、今年度に限り、ゴールデンウィーク中の開所日は以下のとおりです。

4/27 (土)	4/28 (日)	4/29 (月)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)	5/3 (金)	5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)	5/7 (火)	5/8 (水)
○	×	×	○	×	○	×	○	×	×	○	×

3. 事業計画

(1) 指定一般相談支援事業

《基本相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）》

① 基本相談支援（東村山市障害者基本相談支援事業委託）

相談者に寄り添った丁寧な支援を心掛けていきます。

② 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援では、一人でも多くの方が病院や施設から退所し、地域生活に移行して安定した生活が継続できるよう支援していきます。

(2) 指定特定相談支援事業

《基本相談支援・計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）》

① 基本相談支援

② 計画相談支援

質の高いサービス利用計画と支援を目指します。また業務の正確性と効率化を図るため、総合支援請求ソフトを導入する予定です。

(3) 地域活動支援センター I 型事業

① プログラムを増やしたため、興味のあるプログラムに継続して参加される利用者が増えてきています。より多くの方が楽しんで参加できるよう、見直しも含めて工夫していきます。

② フリースペースでは利用者同士のコミュニケーションが図れるようになってきています。フリースペースにおけるスタッフのあり方についても検討していきます。

③ ボランティアを募集し、フリースペースやプログラムに楽しくかかわっていただく中で、地域のボランティアの育成や障害に対する理解促進を深めます。

④ 家族の方へのアプローチについて、2019 年度には実現できるよう具体的に展開していきます。

(4) その他

☆利用者の会員登録について、登録の際に必要な個人情報の内容や、登録のための利用料の是非等について見直しをしていきます。

☆日常の業務に追われる日々ではありますが、研修の機会を確保し、職員としての質の向上に努めます。

平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会
グループホームはぎやまはうす事業計画

1. 運営方針

平成 31 年度（2019 年度）グループホームはぎやまはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームはぎやまはうす（定員 7 名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者	高橋 千恵子		○	○	ふれあいの郷施設長
サービス管理責任者/世話人	青木 岳夫	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人	渡部 弘子	非常勤	○		
世話人	宮崎 玲栄子	非常勤	○		夕食会担当
世話人/地域生活支援員	山王 千春	非常勤	○	○	

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9：00～19：00	はぎやまはうす・むさしのはうすを 通じて対応考慮
土曜日	10：15～19：00	

* 日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めます。また、必要な医療を受ける、決められた服薬を守ることができるよう援助、同行を行います。

②食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

③金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に援助します。

④日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑤余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑥退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑦防災への意識づけ

日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していきます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	東村山けやき会後援会主催卓球大会
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会・利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な訪問を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームはぎやまはうすを退居した者

②利用人数：1名（平成30年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議、連絡会等への参加に努めます。また、複合的、多種に渡る障害へ対応するため、職員の力量を高めるために、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月2回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（菘山町）
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 平成31年度（2019年度）の課題

- 共同生活援助事業…新しく開始される都加算取得の要件についての情報収集（第三者評価・研修）
- 自立生活援助事業…安定した運営

平成 31 年度（2019 年度）社会福祉法人東村山けやき会
グループホームむさしのはうす事業計画

1. 運営方針

平成 31 年度（2019 年度）グループホームむさしのはうすは法人の基本理念に基づき事業運営の推進を図るものとします。

2. 職員体制

グループホームむさしのはうす（定員 5 名）

職種	氏名	雇用形態	所属		資格等
			①	②	
管理者	高橋 千恵子		○	○	ふれあいの郷施設長
サービス管理責任者/世話人	相川 綾子	常勤	○	○	精神保健福祉士
世話人/地域生活支援員	秋葉 裕子	非常勤	○	○	

所属 ①共同生活援助事業 ②自立生活援助事業

3. 支援体制

月曜日～金曜日	9：00～19：00	はぎやまはうす・むさしのはうすを通じて対応考慮
土曜日	10：15～19：00	

*日曜日・祝祭日・夜間等は携帯電話にて対応

4. 事業計画

(1) 共同生活援助事業

利用者主体のサービスを心がけ、一人一人が目標を持って、自分らしい生活を送れるよう、こまめな声かけを行い、信頼関係を築き、持っている力を引き出しつつ、新たな力を付けることができるように次に挙げること等の日常生活における必要な援助を個々に応じて行います。

①健康管理

心身ともに健康状態に留意し、医療機関等と連携をし、健康保持に努めます。また、必要な医療を受ける、決められた服薬を守ることができるよう援助、同行を行います。

②食生活

生活習慣病のリスクを学び、食生活の改善点を理解できるように援助します。

③金銭管理

いずれは自己管理できることを目標に援助します。

④日中活動への参加促進の援助

無理なく生活リズムを崩さないペースで通うことができるよう関係機関と連絡をとりつつ援助します。

⑤余暇活動援助

日々の生活に趣味や楽しみを見つけながら、ハリのある生活を送れるよう援助します。

⑥退居者へのサポート

退居後も必要があればいつでも支援できる関係性を保っていくとともに孤立しないよう他機関との繋がりを援助します。

⑦防災への意識づけ

日頃から声かけを行いつつ、年1回の防災訓練を行い、職員、入居者ともに防災への意識を高めます。また、変化する消防法へ遅れることなく対応していきます。

定期的な活動（はぎやまはうす・むさしのはうす合同）

- ・夕食会（毎週土曜日）なお、誕生会、入居祝い等を兼ねることもある。
- ・防災対策（呼びかけ及び防災用具点検・補充）
- ・熱中症・インフルエンザ等対策（呼びかけ・注意書きの配布）
- ・ホームページにて施設の紹介

年間行事計画

4月	お花見会
8月	暑気払い
9月	東村山けやき会後援会主催卓球大会
10月	利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
12月	年越しそばを楽しむ会
1月	お雑煮会・利用者定期健康診断（多摩小平保健所）
3月	防災訓練

(2) 自立生活援助事業

利用者が地域において安定した自立した生活を営むことができるよう、定期的な訪問を主に、生活状況を把握し、必要な情報の提供及び助言やその他の必要な支援を関係機関と連携しつつ、利用者の意向を踏まえて適切かつ効果的に行います。

①利用対象者：グループホームを退居した者

②利用人数：1名（平成30年度実績）

③利用期間：原則1年間

④支援内容

訪問支援：定期的にご自宅を訪問して生活状況を確認し、アドバイス、医療機関等との連絡調整を行います。

同行支援：必要に応じて通院や役所の手続き、買い物の同行を行います。

* 定期的な支援だけでなく、必要があった際は、訪問、電話、メール等により随時の対応も行います

5. 関係機関との連携、研修参加体制

利用者支援の向上に努めるため、会議、連絡会等への参加に努めます。また、複合的、多種に渡る障害へ対応するため、職員の力量を高めるために、次に掲げる研修会への積極的参加に努めるとともに虐待防止、権利擁護の意識高揚を図ります。

- ・はぎやまはうす、むさしのはうす合同職員会議（月2回）
- ・ケース会議（入居前、退居前等必要に応じて）
- ・東村山市精神保健福祉ケア検討会（月1回）
- ・東京都精神障害者共同ホーム連絡会（月1回）
- ・東村山市内ホーム連絡会（2か月に1回）
- ・地域懇談会への参加（萩山町、栄町）
- ・研修会、説明会への参加

他

6. 平成31年度の課題

- 平成30年11月から始まった「自立生活援助事業」の安定した運営
- むさしのはうす増室に向けた動き
- 平成32年度（2020年度）中に受審が必要な第三者評価の情報収集
- 退居予定者2名のスムーズな退居とその後の入居